

入 札 説 明 書

「京都大学（南部）薬学研究科総合研究棟屋上防水等改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 令和8年8月28日

2. 発 注 者 国立大学法人 京都大学 学長 湊 長 博

3. 工事概要

- (1) 工 事 名 京都大学（南部）薬学研究科総合研究棟屋上防水等改修工事
- (2) 工事場所 京都市左京区吉田下阿達町46-29 京都大学薬学部構内
- (3) 工事内容 別紙工事概要のとおり。
- (4) 工 期 令和8年10月から令和9年2月26日まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。また、使用可能なデータファイルの形式、送信可能な容量等については、別紙**電子入札に関する留意事項**を熟覧の上、作成すること。
なお、紙入札方式での参加は原則として認めない。ただし、応札者にやむを得ない事情があり、入札手続に影響がないと国立大学法人京都大学学長（以下「本学学長」という。）が認めた場合に限り、特別に認めるものとする。紙入札方式の参加を希望する場合は、紙入札参加希望書（別紙様式1）を、下記6.（1）①の期間内に提出しなければならない。
- (6) 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定している。

4. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格確認認定通知書の記2の等級）が、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年度以降に、元請として完成・引渡し完了し、次に掲げる基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。ただし、経常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のいずれか1社に元請としての同種工事の施工実績があればよいものとする。
 - ・ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の公共施設、学校施設又は研究施設における施工面積500㎡以上の屋上防水全面改修工事及び施工面積1,500㎡以上の外壁全面改修工事
- (5) 次の①～④に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。
 - ① 2級建築施工管理技士（建築）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1級建築施工管理技士。
 - ・ 一級建築士または二級建築士の資格を有する者。
 - ・ 建設業法第15条第2号ハの規定に基づき、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣の認定を受けた者（建築工事業）。
 - ② 上記(4)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のいずれか1社の配置予定技術者に元請としての同種工事の経験があればよい。また、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。なお、主任技術者の場合は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料を添付すること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置（以下「取引停止措置」という。）又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 近畿地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人京都大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているとき。

(ロ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ハ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(ニ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

③ 「当該状態が継続している者」とについては、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(10) 所有する電子入札コアシステム対応ICカードの有効期限が、開札日まで有効であること（紙入札参加希望者を除く。）。

5. 担当部局

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学施設部施設企画課施設契約掛

電話番号 075-753-2308（直通）

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、本学学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4. (2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4. (1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしている時は、開札の時において上記4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期限 令和8年9月8日(火)までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

- ② 提出方法 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記5. に持参、郵送又は託送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。提出期間内必着。)すること(電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。)。

なお、電子入札における申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請書の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書及び資料は、別紙**申請書及び資料作成上の注意事項**に掲げるところに従い、別紙様式2及び別紙1～2により作成すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年9月17日(木)に電子入札システム(紙により申請した場合は書面)により通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
② 本学学長は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤ 申請書及び資料に関する問合せ先 上記5. に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本学学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期間 令和8年9月29日(火)までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

- ② 提出先 上記5. に同じ。

- ③ 提出方法 書面により、上記5. の提出先に持参、郵送又は託送(書留郵便等、配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)すること(電送(ファクシミリ、電子メール)又は電子入札システムによる提出は認めない。)。

- (2) 本学学長は、説明を求められた時は、令和8年10月6日(火)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8. 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札日時 令和8年9月17日(木)から令和8年10月7日(水)午前12時までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日の令和8年10月7日(水)は午前12時まで。

- (2) 入札場所 京都大学施設部施設企画課施設契約掛(電子入札システム)

- (3) 開札日時 令和8年10月8日(木)午前9時30分

- (4) 開札場所 京都大学施設部入札室

- (5) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)の入札日時までに、上記5. に持参、郵送又は託送(書留郵便等、配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。) (電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。) し、上記日時の開札に立ち会うこと。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

- (8) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記5. に入札辞退届を持参すること(郵送、託送又は電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。)。

9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。

10. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札の際に、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙により提出する場合は、上記8. (1)の入札日時まで、上記5.の提出先に持参、郵送又は託送（書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）すること（電送（ファクシミリ、電子メール）による提出は認めない。）。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、直接工事費のうち材料費、直接工事費のうち労務費、現場管理費のうち建退共制度の掛金、工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額、工事原価のうち安全衛生経費も明示すること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること（電子入札システムによる提出の場合を除く。）。
- (3) 提出された工事費内訳書について、経理責任者が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第29第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
入札後、落札者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 本学学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

11. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
また、本学学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に必ず立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

12. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、本学学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4.に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

13. 落札者の決定方法

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14. 最低基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人京都大学契約事務取扱要領第12条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第27条及び国立大学法人京都大学契約事務取扱要領第13条に定める調査（低入札価格調査）を行う。

低入札価格調査では、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等を行い、確実に契約が履行できるかどうか確認する。

この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則として取引停止措置を行うものとする。

調査の取扱は、「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第27条に規定する基準の運用における工事等の取扱について」（以下「低入取扱」という。）によるものとする。

最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱について（低入札価格調査）」の1を参照すること。

(1) 工事の適正な施工の確保について

上記14.に示した低入札価格調査を受けた者が以下①、②のいずれにも該当する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置するよう求めるものとする。

① 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、最低基準価格を下回る金額で契約する場合。

② 契約の相手方が受注した工事のうち、文部科学省、所管独立法人または国立大学法人等が発注し、過去2年度以内に完成または引渡しを行った工事、あるいは契約時点で施工中の工事について、以下の(イ)～(ニ)のいずれかの要件に該当する場合。

(イ) 6.5点未満の工事成績評定を通知された者。

(ロ) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約基準に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(ハ) 品質管理、安全管理に関し、指名停止若しくは経理責任者から書面により警告又は注意の喚起を受けた者。

(ニ) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者の配置に際し、受注者はその氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に経理責任者に通知するものとする。

15. 配置予定監理技術者等の確認

落札者は、上記 6. (1)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4. (5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書の作成は、別紙工事請負契約書（案）によるものとする。

17. 支払条件

別紙工事請負契約書（案）による。

18. 工事保険

別紙工事請負契約書（案）による。

19. 再苦情申立て

本学学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 7. (2)の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（土曜、日曜及び祝日を除く。）以内に書面により本学学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 5. に同じ。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5. に同じ。

21. 手続における交渉の有無 無。

22. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別紙競争加入者心得及び別紙工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効にするとともに取引停止措置を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。
また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止措置を行うものとする。
- (5) 本工事に共同企業体として申請書又は資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書又は資料を提出することはできない（事業協同組合についても同様とする。）。
- (6) 第 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 設計図書は、競争参加資格確認通知日に電子入札システムに登録されているメールアドレス宛に送付する。なお、設計図書は、ストレージサービスを利用して配布する場合があります、ダウンロードの方法等は、電子メールに記載する。また、設計図書に対する質疑回答は、設計図書のうち、「現場説明書」の「質疑等について」の欄に方法が記載されているので熟読のうえ提出すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ・ ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得している ICカードの認証機関ただし、応札等の締切時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記 5. に連絡すること。

別 表

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムで提出する場合を除く。） (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	